○○年○○月○○日

参考様式のため各法人で必要な加除修正を行ってください。

公益○○法人○○○○○

代表者 ○○ ○○ 様

 住 所 ○○○○

 氏 名 ○○ ○○

確　認　書

私は、貴法人の理事（監事・評議員）への就任を承諾するに当たって、次の事項を確認します。

１ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第６条第１号イからニまでに規定するすべての欠格事由に該当しません。

２ 私は、私が代表理事又は執行理事に就任している他の公益法人において，認定法第 29 条第１項各号の事由に該当する疑いが生じた場合は，直ちにその旨を通知します。

３ 私は、私が代表理事又は執行理事に就任している他の公益法人において，認定法第 29 条第２項各号のいずれかに該当すると疑いがあり，認定法第 28 条第１項に規定する勧告又は第３項に規定する命令を受けた場合は直ちにその旨を通知します。

４ 私は、本日現在役員又は職員等を務める他の公益法人等の名称，役職名等を「兼職等届」により、お知らせします。

５ 私は、４に基づき提出した「兼職等届」の内容に追加・変更等がある場合は、遅滞なくその旨を通知します。

６ 私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第 65 条（第 173 条及び第 177 条による準用を含む。）第１項第３号および第４号に規定する欠格事由に該当しません。

確認書の提出に当たっての注意事項

 確認書に係る欠格事由の関連条文およびその内容は下記のとおりです。

 確認書の提出に当たっては、下記の欠格事由に該当しないことを必ず確認してください。

１ 公益認定法第六条第一号イからニまでに規定する欠格事由

 （欠格事由）

第六条 前条の規定にかかわらず，次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は，公益認定を受けることができない。

 一　その理事，監事及び評議員のうちに，次のいずれかに該当する者があるもの

 　イ　公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において，その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその 取消しの日から五年を経過しないもの

 　ロ　**この法律**，**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律**（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは**暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律**（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより，若しくは**刑法**（明治四十年法律第四十五号）第二百四条，第二百六条，第二百八 条，第二百八条の二第一項，第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは**暴力行為等処罰に関する法律**（大正十五年法律第六十号）第一条，第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより，又は**国税若しくは地方税に関する法律**中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ，納付せず，若しくはこれらの税の還付を受け，若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより，罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　禁錮以上の刑に処せられ，その刑の執行を終わり，又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号に おいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において 「暴力団員等」という。）

２ 公益認定法第二十九条による公益認定取消事由

 （公益認定の取消し）

第二十九条 行政庁は，公益法人が次のいずれかに該当するときは，その公益認定を取り消さなければならない。

 　一　第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

 　二　偽りその他不正の手段により公益認定，第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三　正当な理由がなく，前条第三項の規定による命令に従わないとき。

四　公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

２ 行政庁は，公益法人が次のいずれかに該当するときは，その公益認定を取り消すことができる。

一　第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二　前節の規定を遵守していないとき。

三　前二号のほか，法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

３　一般社団・財団法人法第六十五条（第百七十三条及び第百七十七条による準用を含む。）第一項第一号から第四号までに規定する欠格事由

 （役員の資格等）

第六十五条 次に掲げる者は，役員となることができない。

一　法人

二　（削除）

三　**この法律**若しくは**会社法**（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し，又は**民事再生法**（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条，第二百五十六条，第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪，**外国倒産処理手続の承認援助に関する法律**（平成十二年法律第百二十九号） 第六十五条，第六十六条，第六十八条若しくは第六十九条の罪，**会社更生法**（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十六条，第二百六十七条，第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは**破産法**（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条，第二百六十六条，第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し，刑に処せられ，その執行を終わり，又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四　前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し，禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）